

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N553
2017・3・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

築地市場の豊洲移転問題 ―移転の法的枠組みと住民訴訟の状況…………… 大城 聡
サン・クロレラチラシ差止め訴訟最高裁判決の意義と射程…………… 志部淳之介
埼玉×三多摩憲法ミュージカル「キジムナー」にご注目ください…………… 小林善亮

ロースクールの実情と法曹養成

「上位ロー」の中で感じた矛盾…………… 久保木太一

シリーズ 憲法審査会審議批判②

立憲主義の無理解…………… 川口智也・辻田 航

【新春特別企画】座談会 安倍明文改憲を阻止する

〈第3回〉南スーダンPKOの阻止と沖縄基地問題を語る…………… 憲法委員会

「憲法違反の共謀罪創設に強く反対する共同声明」を発表

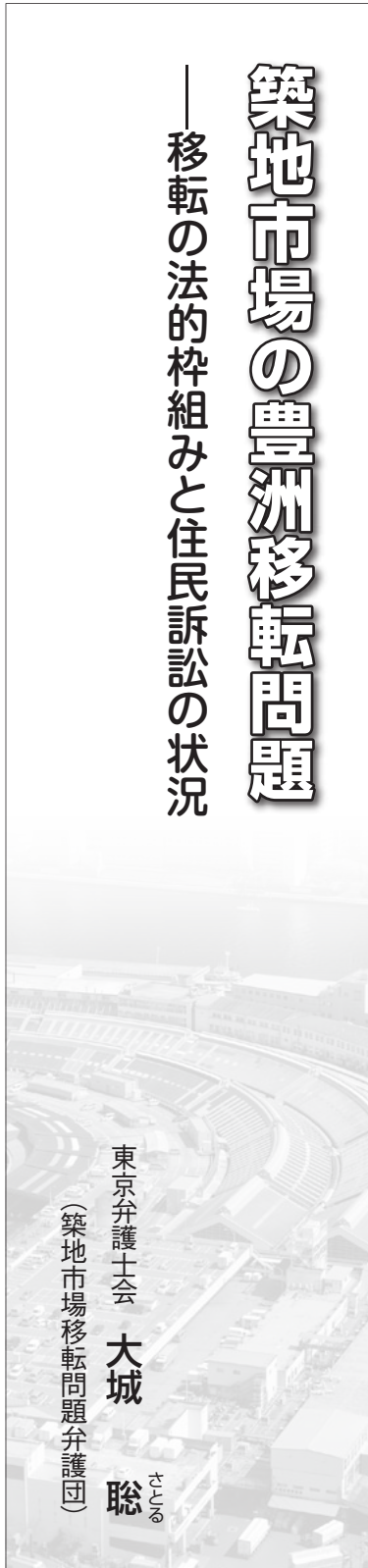
- 報告 南スーダン・PKO自衛隊即時撤退を求める院内集会を法律家6団体で開催
- 2016年度第4回拡大常任委員会決議



農家のひなまつり

築地市場の豊洲移転問題

— 移転の法的枠組みと住民訴訟の状況



東京弁護士会

大城

聡さとしる

(築地市場移転問題弁護団)

1 築地市場は豊洲に移転するのか

(1) 移転には農林水産大臣の認可が必要

小池百合子都知事が豊洲移転の延期を発表して以来、築地市場の豊洲移転問題が注目されています。二〇一七年一月には豊洲新市場の地下水モニタリングの結果、環境基準の七九倍のベンゼンなどの高濃度の汚染が確認されました。

築地市場の開設者は東京都ですが、中央卸売市場である築地市場の移転は、最終的に、農林水産大臣の認可が必要です(卸売市場法八条、一条一項)。二〇一六年一〇月三日の衆議院予算委員会会で安倍晋三首相も山本有二農林水産大臣も、東京都から申請があった場合には、豊洲市場が「中央卸売市場整備計画に適合するものであること」、「生鮮食品等の卸売の中核的拠点として適

切な場所」であるかなどを「厳正に審査する」と答弁し、食の安全性や信頼の確保、そして市場関係者と消費者の理解が必要との見解を明らかにしました。

(2) 築地市場の補修・改修という選択肢

生鮮食品等を扱う中央卸売市場として、食の安全性や信頼が確保されることは当然のことです。そして、食の安全・安心が確立した市場であることを、市場関係者のみならず消費者に理解してもらえなければ、市場は成り立ちません。食の安全性や信頼が確保できていない市場からは、魚や野菜を買う人は誰もいないからです。

約八六〇億円かけた汚染対策をしても高濃度の汚染が残っている状況では、豊洲新市場が食の安全性や信頼が確保された市場になることは難し

く、移転に関して市場関係者や消費者の理解を得ることは極めて困難です。

一方、築地市場も施設の老朽化対策が必要で、一九九六年頃に頓挫した「築地市場再整備計画」のような大規模な建て替え工事(工事費三四〇〇億円)をするのではなく、衛生面・耐震面を中心に築地市場の補修・改修を行うべきです。そうすれば費用も大幅に削減できます。仲卸業者の数も減っていますので、営業しながらの補修・改修工事も可能です。豊洲移転のハードルが高くなった現状では、築地市場を補修・改修して使用し続けることが現実的な選択肢となってきました。

(3) 豊洲移転の賛否を問う住民投票を

もつとも、約六〇〇億円をかけた豊洲移転を白紙撤回することは簡単ではありません。この問

題を解決するためには、①徹底した情報公開、②市場関係者との誠実な話し合い、③透明性の高い意思決定の三つが不可欠です。豊洲移転は今年夏の都議会議員選挙の争点にもなると思われますが、私は、透明性の高い意思決定の方法として、移転の賛否を問う住民投票を行い、都民が自ら責任を持って決めるのが良いと考えています。

2 豊洲土地購入に関する住民訴訟

小池都知事は、二〇一七年一月二〇日の記者会見で、豊洲土地購入の住民訴訟について、「石原元知事に責任はない」ことを前提とした都のこれまでの対応を再検証することを明らかにしました。

二〇一二年三月、石原慎太郎元知事は環境基準四万三千倍のベンゼンなど深刻な汚染があることを知りながら、汚染のない土地としての価格(約五七八億円)で東京ガス等から土地を購入しました。汚染地の価格が汚染対策費用分などを考慮して汚染がない場合よりも低い価額になることは土地取引では一般的です。それにもかかわらず石原元知事は汚染を考慮しない価格で豊洲の土地を購入していたのです。

土地購入時点で汚染対策費用の見積もりは五八六億円、その後、汚染対策費は約八六〇億円まで膨れ上がっています。このうち汚染原因者である東京ガスの負担は七八億円だけです。

二〇一二年五月、仲卸業者を含む都民が原告となり、この問題について住民訴訟を提起しました。「汚染のある土地の価格は、汚染のない土地の価格から土壤汚染対策費用を差し引いたものであり、汚染を考慮しない価格で購入したことは知事の裁量を超えて違法である」(地方自治法二条四項、地方財政法四条一項)ということが原告の主張の骨子です。

これに対して、都は、二〇〇二年に東京都と東京ガスとの間で交わした合意文書(以下、「二〇〇二年合意」といいます)を根拠に反論していました。都の主張は、「都は、東京ガス等に対して、二〇〇二年合意の法的拘束力によって、土壤汚染のない土地の価額で購入する契約上の義務を負っていた」ので、石原元知事には責任がないというものでした。

しかし、都の主張は極めて不合理なものです。まず、二〇〇二年合意には「汚染のない土地の価額で購入する」旨の文言が一切記載されていません。さらに、「売買契約締結時の適正な時価」を汚染のない土地としての市場価格と解釈することも無理があります。そもそも、東京ガスが実施するとした環境確保条例に基づく対策は「拡散防止措置」で、汚染は除去されず、環境基準以上の汚染が残るものでした。そのため、この対策を実施するだけで「汚染のない土地としての『市場価格』

で当該土地を買い取る合意があったと解釈することは著しく不合理です。

また、二〇〇二年合意には「疑義が生じた場合等の対応」が定められており、実際に、都と東京ガスは、二〇〇五年に汚染対策の内容を変更しています。このことから二〇〇二年合意に法的拘束力があつたとはいえません。

都がこれまでの主張を見直すかどうか、四月二七日の進行協議で明らかにすることになっていきます。また、原告は、事実関係を明らかにするためにも、石原元知事の証人尋問を求めています。これまで都は石原元知事の証人尋問は不要との意見でしたので、この点についても、意見を変えるかどうかにも注目すべき点です。

石原元知事の責任を問う住民訴訟も、築地市場の豊洲移転の是非も、地方自治の真価が問われる重要な問題です。引き続きこの問題に関心をもっていたら、築地市場で働く皆さんに心を寄せたいだければ幸いです。

第四八回定時総会(東京、二〇一七年六月二四・二五日開催)の地元企画で大城弁護士による「築地市場豊洲移転問題」の報告を予定しています。

サン・クロレラチラシ差止め訴訟 最高裁判決^{【※1】}の意義と射程

京都弁護士会 ^{し ぶ} 志部 淳之介



1 はじめに——本判決の意義

二〇一七年一月二四日、最高裁は、不特定多数の消費者に向けて行うチラシの配布行為が消費者契約法（以下、「法」という）二二条二項及び二項にいう「勧誘」に該当し得るという判断を行った^{【※2】}。これにより、不特定多数の消費者を対象とする広告による働きかけであっても、「勧誘」に該当し当該契約を取消し得ることが明確にされた。

従前、法四条の「勧誘」に、不特定多数の消費者を対象とする広告、チラシの配布等が含まれるか否かをめぐり、これが含まれないとする見解^{【※3】}と含まれるとする見解^{【※4】}が対立していた。本判決は、この争いに終止符を打つものである。

2 事案の概要と訴訟の帰趨

(1) 事案の概要

京都の適格消費者団体である原告（KCCCN^{【※5】}）が、クロレラ等を原料とする健康食品を販売する被告に対し、腰部脊柱管狭窄症や肺気腫が改善する等クロレラの効果を謳った新聞折込みチラシ（以下、「本件チラシ」という）の配布が、優良誤認表示（景表法二〇条一項一号、現三〇条一項一号）ないし不実告知（法四条一項一号）に該当するとして、差止めを求めた事案である。

(2) 訴訟の帰趨

ア 第一審

第一審の京都地裁^{【※6】}は、本件チラシの配布主体がサン・クロレラ社であると認定したうえで、医薬品的な効能効果を表示した本件チラシの配布行為は景表法一〇条の優良誤認表示にあたるとして、KCCCNの請求を認容した。

イ 控訴審

控訴審の大阪高裁^{【※7】}は、チラシの配布主体がサン・クロレラ社であったことは認められたものの、遅くとも二〇一五年一月三日以降、本件チラシが配布されていないこと等から、優良誤認表示を行う「おそれ」が認められないとし、差止めの必要性を否定してサン・クロレラ社の控訴を認容した。また、不特定多数を対象とするチラシの配布は法二二条の「勧誘」に当たらないと判示して、第一審判決を取り消した。

ウ 本判決

最高裁は、「勧誘」要件について、不特定多数の者を対象とするチラシの配布行為も「勧誘」に含まれ得ると判示した^{【※8】}。

3 本判決の解説

(1) 本判決の判示内容

本判決は、「勧誘」要件の解釈を行うにあたり、法一条、四条一項ないし三項、五項、及び二二条の

趣旨目的に言及したうえで、「事業者が、その記載内容全体から判断して消費者が当該事業者の商品等の内容や取引条件その他これらの取引に関する事項を具体的に認識し得るような新聞広告により不特定多数の消費者に向けて働きかけを行うときは、当該働きかけが個別の消費者の意思形成に直接影響を与えることもあり得るから、事業者等が不特定多数の消費者に向けて働きかけを行う場合を上記各規定にいう『勧誘』に当たらないとしてその適用対象から一律に除外することは、上記の法の趣旨目的に照らし相当とは言い難い。」とした。

結論として、「事業者等による働きかけが不特定多数の消費者に向けられたものであったとしても、そのことから直ちにその働きかけが法二二条一項及び二項にいう『勧誘』に当たらないということとはできないというべきである」と判示した。

(2) 「勧誘」該当性の具体例の検討

ア 商品等の内容や取引条件その他これらの取引に関する事項の表示

本判決は、「その記載内容全体から判断して消費者が当該事業者の商品等の内容や取引条件その他これらの取引に関する事項を具体的に認識し得るような新聞広告により不特定多数の消費者に向けて働きかけを行うときは、当該働きかけが個別

の消費者の意思形成に直接影響を与えることもあり得る」としている。この例示に従えば、当該事業者の商品等の内容や取引条件等に関する事項を具体的に認識し得るような広告は「勧誘」に該当するであろう。例えば、商品の仕様、価格、契約条件等を掲載したインターネット広告や、これらを表示、説明するテレビショッピング等が最たる例である。

イ 広告上に商品の内容、価格等の記載がない場合

この場合にも本判決は、「勧誘」該当性を否定していないものと考えられる。本判決で問題となった本件チラシには、具体的な商品の内容、価格、取引条件のいずれも記載がない。ところが、第一審は、本件チラシには事業者の連絡先が記載されており、そこにアクセスすると商品カタログ等が送られ商品を注文できるという一連の流れを全体として捉え、本件チラシの表示の不当性判断を行った。控訴審、本判決もこの点は否定していないのであるから、本件チラシも「勧誘」に該当し得ることを念頭に置いているものと考えられる。したがって、広告上に商品の内容、価格等の記載がない場合であっても「勧誘」に該当し得る。

【※1】最判平成二九(二〇一七)年一月二四日裁判所ウェブサイト(以下、「本判決」という。)

【※2】本判決は、法四条一項ないし三項、法二二条一項及び二項に言及し、続く理由部分で「勧誘」についてこれら各規定を一括して論じているから、いずれの規定の「勧誘」の解釈に際しても射程が及ぶと考えられる。

【※3】例えば、消費者庁消費者制度課「逐条解説消費者契約法」一〇九頁、第二版補訂版「株式会社商事法務、二〇一五年」。

【※4】例えば、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会「コンメンタール消費者契約法」六九頁第二版増補版「株式会社商事法務、二〇一五年」。池本誠司「不実の告知と断定的判断の提供」法セミ五四九号二〇頁。石戸屋豊「不利益事実の不告知」法セミ五四九号二四頁。山本豊「消費者契約法(2)」法教二四二号八九頁。潮見佳男「消費者契約法・金融商品販売法と金融取引」三四頁ないし三五頁。落合誠一「消費者契約法」七三頁(有斐閣、二〇一二年)。

【※5】京都消費者契約ネットワークの略称。

【※6】京都地判平成二七(二〇一五)年一月二二日判時三二六七、八三頁。

【※7】大阪高判平成二八(二〇一六)年二月二五日金融・商事判例一四九〇、三四頁。

【※8】ただし、差止めの一必要の論点については、現に本件チラシの配布が行われておらず、不当表示のないチラシが配布され、本件チラシを将来にわたり配布しないことを明言していることから、差止めの一必要がないとして、上告受理申立は棄却された。

埼玉×三多摩憲法ミュージカル 「キジムナー」にご注目ください

埼玉 小林 善亮

1 憲法ミュージカルとは？

戦争やPKO、いわゆる「慰安婦」問題、松本サリン事件、諫早湾干拓事業など、その時々の特ピックをプロの脚本家、振付家、音楽家がオリジナルのミュージカル作品に仕上げ、一般公募で集まった市民100名が四か月間の稽古を重ね上演する。同様の企画が一九九三年から二〇〇二年の一〇年間、埼玉で取り生まれ、その後、山梨、大阪、東京・多摩地域（三多摩）へとその取り組みが広がり、三多摩では二〇〇七年から二〇〇九年まで三回の公演が行われた。毎年数千人の観客に観てもらい、大成功を収めていた企画である。決して声高に護憲を叫ぶわけではないが、それまで憲法にふれる機会がなかった出演者や観客に、確実に憲法の理念や大切さを感じてもらおうことがで

きる。いわば憲法のすそ野を広げるとも大きな可能性を持った取り組みである。

2 憲法ミュージカル再開！

憲法ミュージカルを運営する負担は大きく、埼玉や三多摩では休止状態が続いていた。私自身は、三多摩の企画に関わっていたが、憲法をめぐる情勢が悪化するなかで憲法ミュージカルを休止したままで良いのかという思いと、また始めてしまつたら恐ろしい時間がとられ、家庭も仕事も崩壊するのではないかとこの恐れの間でウジウジ悩んでいた。かつて埼玉や三多摩の憲法ミュージカルの運営の中心を担っていた弁護士たちも同じような思いだったと思う。

ところが、そんな私たちの背中を強烈に押ししたのは、埼玉や三多摩の憲法ミュージカルに出演し

た若者たちだった。出演した当時は小学生であったり、高校生であったりした若者たちが、安保护法に反対する国会前行動に参加したり、それぞれに憲法が危機に瀕した現在の状況を何とかしたいと悩み、今こそ憲法ミュージカルをやらなければならぬと声を上げた。その若者たちの思いが周りの人を動かし、今回、埼玉と三多摩で憲法ミュージカルが再開されることとなった。今年五月にさいたま市と立川市で全四公演が行われる。

3 上演作「キジムナー」

上演する作品は、キジムナーという沖縄の精霊が主人公である。一億年前から沖縄を見つめてきたキジムナーの口をかりて、自然豊かな平和な沖縄、そして沖縄戦の悲惨な現実、現在も基地の建設が強行される沖縄が語られる。そこから、戦



2007年キジムナー 撮影：新達也

4 憲法を体現する制作過程

争とは、平和とは、個人の尊厳や民主主義とは何か、憲法にかかわる大切なテーマを感じ取ってほしいという作品となっている。
この「キジムナー」という作品は、二〇〇七年に三多摩で上演されたものだが、今回この作品をリニューアルして制作している。今回、埼玉県やさいたま市、立川市とそれぞれの教育委員会、弁護士会やマスコミ各社に加え、沖縄県、沖縄タイムス、琉球新報の後援ももらうことができた。

出演するのは、一般公募で集まった市民である。

五歳、六歳の小さな子から七〇歳以上の方までの、老若男女九〇数名が参加している。一月から土曜、日曜の稽古に励んでいる。この憲法ミュージカルの大きさ

な魅力は、その制作過程にある。

お互いに初対面の出演者たちは初めはコミュニケーションもぎこちないが、稽古を重ねる中で、人となりやお互いの得意不得意が分かってくる。作品の全体像が見えてくるにつれ、自分だけが上手にできればそれではよくなく、出演者全員のアサンブルで作品が出来ていることを出演者自身が感じてくる。そうすると、自然と歌やダンスのうまい出演者が他の人に教えたり、自分が早く踊り出したいのを我慢して、立ち位置が分からなくなつたお年寄りの背中をそっと押して立ち位置まで案内するといった光景が見られるようになる。この出演者の一人ひとりが大切にされなければ作品が成り立たないという、このミュージカルの創られ方そのものが「憲法的」であると実感できる。
出演者たちは、稽古が進むにつれ作品のテーマに直面し、意識も高まってくる。例えばガマの中の「集団自決（集団強制死）」のシーンでは、出演者たちがどんな気持ちでセリフを言えばよいのか悩みに悩む。沖縄戦について学習し、自分なりに消化しなければ納得してセリフを言うことができない。憲法や戦争を実感することがなかった若者たちが、憲法や戦争をいわば体で学ぶのである。
こんな出演者たちが、家族、親戚、友人、知人に観に来るように声をかけ、私がいともやっつけている憲法学習会などより、一回りも二回りも広い人

【公演日程】

五月二〇日（土） 埼玉会館大ホール
（さいたま市）

一七時半開場 一八時半開演

五月二二日（日） 埼玉会館大ホール

一三時開場 一四時開演

五月二七日（土） たましんRISURUホール
大ホール（立川市）

昼公演 一三時開場 一四時開演

夜公演 一七時開場 一八時開演

チケット料金 一般二五〇〇円、大高生

二〇〇〇円、中学以下・障がい者一五〇〇円

（全席自由・当日券は各三〇〇円増し）

★チケットのお申し込み

埼玉×三多摩憲法ミュージカル実行委員会

（共同代表 弁護士 牧野 丘／同

木村真実／同 小林善亮）

TEL 〇五〇―三七〇―二二七

E-mail 2017kpmusical@gmail.com

★賛同金のお願い

賛同金：一口一〇〇〇円

（なるべく複数でお願いします）

〈振込先〉 郵便振替口座

口座番号：〇〇一四〇―九一七六四二二六

名義 LIVE！憲法ミュージカル

（ライブ ケンポウミュージカル）

たちが大ホールの会場を埋め尽くす。そして地域に憲法の種がたくさんまかれていく……（この原稿を書いている時点では、本番はまだ先ですので、

この最後の段落は希望的な予測を先取りして書いています）。

是非、今年の五月は埼玉×三多摩憲法ミュージ

カル「キジムナー」にご注目をお願いします。

「上位ロー」の中で感じた矛盾

東京 久保木 太一

□ はじめに

私は国立の、いわゆる「上位ロー」の出身です。有名な教授の授業を受けられ、優秀な同級生にも囲まれ、とても刺激的な日々を送ることができた反面、このロースクールだからこそ感じる矛盾も多くなりました。

□ どうあがいても逃げられない 借金

私は、予備試験合格者を除けば、司法試験合格者の中で経済的に一番マシなルートを進ん

できました（小中高は公立、大学とロースクールは国立）。

それでも、経済的に少しも楽ではありませんでした。国立のロースクールの学費は、私立に比べたら安いとはいえ、それでも年間で八〇万円程度かかります。私の実家は母子家庭で収入があまりありませんでした。さらに、司法試験一発合格を目指す場合、ロースクールに通いながらバイトをすることは実質上不可能でした。そのため、私は学費を半額免除してもらい、その上で今までの貯金を全て費消することによって、かろうじて借金ゼロで司法試験合格まで漕ぎ着けることができました。仮に司法試験を一発合格できていなかったら、確実に借金をしていたと思います。

なお、試験合格後、貸与制によって、問答無用で三〇〇万円の借金をすることになったことは言わずもなです。よほど裕福な家庭で生まれ限り、借金なしで弁護士になることはほぼ不可能だといって良いでしょう。

□ 「受験指導禁止」の建前を 守った授業

私のロースクールは、「受験指導禁止」の建前を守っている珍しいロースクールでした。

私自身の経験でいいますと、三年次には、金融商品取引法や社会保障法など、司法試験とはおよそ関係のない実定法科目でコマがほとんど埋まりました。司法試験科目であっても、学部の授業の延長線にあるような虚学的な講義が多く、答案添削など、司法試験に直接役立つ授業はあまりありませんでした。

それでも比較的高い司法試験合格率を誇るのには、さすが「上位ロー」だと感心せざるをえません。しかし、他方で、ロースクールで司法

試験合格のコツを教わる機会がないため、一度不合格になった生徒が二度三度……と繰り返し司法試験に落ち続けるという現象が見受けられることは問題であるように思います。

□ 企業法務至上主義の風潮

弁護士を志望する同級生の九割近くが、企業法務を専門にする大手事務所を志望しているという印象がありました。

私のロースクールと、いわゆる「四大事務所」と呼ばれるような大手法務事務所との繋がりが強いことは否めないと思います。学生内部には、「ロースクール内での成績上位四分の一が四大事務所の内定がもらえる」という噂がまことしやかに流れており、そのために将来役に立つかどうかを度外視し、成績評価の

ロースクールの実情と法曹養成

ユルい授業をえり好む生徒も一定数存在していました。ロースクール校舎内で開催される事務所説明会では、一つ二つの事務所を除き、訪れる事務所の全てが企業法務の事務所ということもありました。このことも「企業法務至上主義」の風潮を助長しているように思えます。

もちろん、元々企業法務に憧れて法曹の道を選んだ生徒もいるとは思いますが。しかし、弁護士になるまでに背負わされた借金を返済するために給料の多い事務所を選んだ者、受験競争の延長線上で就職を考えて「偏差値の高い事務所」を選んだ者もいるのではないかと、この疑念があります。そう感じてしまうほどに、私のロースクールでは、一般民事の事務所に就職しようという選択肢を持っている生徒がいまませんでした。

仮に私の疑念が正しいのだとすれば、一般的に「優秀な人材」とされる私のロースクールの生徒が、深く考えることなくなんとなく経営法曹に流されていく現象は、社会の格差を助長しうるものとして、巨視的に見て問題である気がします。

□ 食いつぶされる予備試験合格者枠

私のロースクールでは、生徒の大半が予備試験を「模試感覚」で捉えています。前述した通り、私のロースクールの授業は司法試験とは関係のないものがメインなので、司法試験向けの勉強をする足掛かりとして予備試験を受験する生徒が多いのです。

私のロースクールでは、三年次の予備試験合格者がとても多いです。しかし、三年次に予備試験を合格したとしても、司法試験を受けられる時期が早まることすらありません。「模試感覚」や単なる「勲章」を得るといふ動機で予備試験を受け、合格者枠を食いつぶしているロースクール生は、金銭的余裕や時間的余裕がなくてロースクールに通えず、予備試験の合格が至上命題となっている方々にとつて迷惑な存在だと思います。

なお、大手事務所の中には採用の面で予備試験合格者を優遇し、予備試験合格者限定の説明会や研修を行っている事務所もあるため、大手事務所に就職するための要件として予備試験の合格を目指すロースクール生も一定数いることを付言しておきます。

どちらにしろ、経済的・時間的にロースクールに行けない人のために用意された迂回路、という予備試験の建前は完全に崩れてしまっていると思います。

立憲主義の無理解

東京 川口 智也
東京 辻田 航

の分離ができていないと主張するが、明確な誤りである。皇室典範で定める事項について国会の議決を不要とすることは、天皇や皇室に権力を与えることと同義であり、むしろ権威と権力の一体化を進めることになる。

2 太田昭宏衆議院議員

公明・東京第十二区
第一回衆議院憲法審査会

1 安藤裕衆議院議員

自民・比例近畿ブロック
第一回衆議院憲法審査会

と権力の分離ができなくなっています。私は、皇室典範については、旧憲法のように、国会の議決を経ずに皇室の方々でお決めにいただき、国民はそれに従うというふうに決めた方が、日本の古来の知恵であった権威と権力の分離が図られると思います」と発言している。

安藤議員の主な意見は、憲法第二条を改正すべきというのだが、併せて天皇や皇室のあり方について憲法に規定があること自体に問題があり、皇室典範改正について国会の議決を不要とすべき旨発言している。

しかし、このような考え方は、天皇の地位を神勅に基づくものと考え、天皇に統帥権を認めた明治憲法の下で、天皇の地位や権限を利用した国家権力が暴走し、悲惨な戦争を招いたという歴史的経緯を無視するものである。

安藤議員は、「今の(憲法)第二条では、『皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する』と規定されている。つまり、日本の最高の権威が国権の最高機関たる国会の下に置かれています。先人たちが長い間培ってきた知恵である権威と権力の分離が現行憲法ではなされていません」と述べた上で、「本来、天皇の地位は日本書紀における天壤無窮の神勅に由来するものであり、憲法が起草されるはるか昔から存在するものです。これを後から憲法に文章として規定し、そこに国の権力の源泉となった国民主権を入れ込んだために、権威

太田議員は、「二世紀の日本の形、激動する世界情勢の中の日本というものはどのように生きていったらいいのか、その中で日本人の哲学というものはどうあるべきかということ踏まえ、た重厚な論議、国の形を論ずるということを常に忘れない論議というものを底流に置きながらの論議をした」と発言している。

改憲議論の中では、「日本人の哲学」や「国の形」あるいは日本人の道徳観などに言及するといった意見をたびたび耳にする。また、自民党改憲草案には、「日本国民は、国と郷土を誇りを持って自ら守り……和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合つて国家を形成する」(前文)、「家族は、互いに助け合わなければならない」(二十四条)など、道徳観を明文化する規定が存在する。

しかし、「日本人の哲学」や「国の形」といった情

緒的な議論は、国家権力を縛り国民の人権を守るという近代立憲主義の下での憲法とは、全く関係がない。また、道徳観や国民・国のあり方を憲法において明文化することは、特定の考え方を国民に押しつけるものであり、多様な価値観や個人の尊重に究極的な価値観を置く立憲主義の考え方に反するものである。

3 足立康史衆議院議員

—— 維新・比例近畿ブロック
第三回衆議院憲法審査会

足立議員は、「私が拭い切れない懸念は、今、前回の憲法審査会もそうでしたが、安保法制は立憲主義にもとるといったレッテル張りがこの憲法審査会で繰り返されることを強く懸念している次第であります」「違憲立法審査権を有しない憲法学者の一部意見を殊さらに振りかざして、現行憲法下で正当に決定された憲法解釈と法律に対して立憲主義にもとるとレッテル張りをする（ことこそ、立憲主義を破壊する所業であると断じざるを得ません）」などと発言している。

学問の自由の下で公権力から独立すべき憲法学者が、違憲立法審査権という公権力を持たないのは当たり前である。また、安保法制を違憲または違憲の疑いがあるとした憲法学者は、一部どこ

ろではなく大多数であり（九割を超えた調査もある）、安保法制違憲説が圧倒的通説といつてよい。

集団的自衛権を合憲とする政府の憲法解釈及びそれに基づく安保法制は、従前の政府見解と矛盾する上、論理が破綻しており、内容的に憲法上の正当性はない。さらに、「かまくら採決」による強行採決や、聴取不能だったはずの議事録の捏造など、可決に至る過程に疑義があり、手続的にも憲法上の正当性はない。

以上のような憲法解釈・法律が立憲主義に反するという批判は、立憲主義を守るための当然かつ正当な批判である。批判をレッテル張りや矮小化し、立憲主義を守るための批判が立憲主義を破壊するという欺瞞を述べる足立議員の主張は、理解不能である。足立議員は、立憲主義の意味は理解できていないが、立憲主義という言葉は使いたかっただけではないだろうか。

4 遠山清彦衆議院議員

—— 公明・比例九州沖縄ブロック
第三回衆議院憲法審査会

遠山議員は、「平和安全法制について、憲法違反と言うのではなく、立憲主義に反するとか、非立憲的などという批判を、しばしばこの審査会でも耳にいたします。憲法に適合するにもかかわらず、立憲主義に反するという論理が成り立つかはさておき、そもそも国民の権利、自由を守る」とが近代立憲主義の本質という観点からいいたしますと、国民の生命、自由、幸福追求の権利をいかに守るかという観点から制定された昨年の平和安全法制は、立憲主義違反どころか、まさに立憲主義を具体化したものと評価されるべきものと考えます」と発言している。

まず、近代立憲主義の本質とは、国民の権利を、国家権力から守るために、国家権力を制限する、というものである。国家権力によって、国民の権利を守るのではない。

「国民の生命・自由・幸福追求の権利を守る」という建前を述べたところで、安保法制が、自衛権という国家権力を拡大したことは事実である。安保法制が立憲主義を具体化したという遠山議員の詭弁は、立憲主義の無理解の現れであり、憲法改正を議論できるレベルに達していない。

新春特別企画

座談会

安倍明文改憲を阻止する

【第三回】南スーダンPKOの阻止と

沖繩基地問題を語る

◇南スーダンPKO阻止のために
何ができるか

山田 今、どのように改憲を食い止めるかという話をしてきました。少し話は戻りますが、南スーダンに派遣された自衛隊が駆け付け警護をするということについても、どのように阻止していくかについてご意見をいただきたいと思えます。これがいま喫緊の課題ですし、実際重要です。市民の方と話していると、われわれ法律家には「法的に何ができるのですか」という質問をよくされます。また政治的にどういふことができるかについて、ご意見をいただければと思います。

石井 法的に何ができると考えたときに、安保違憲訴訟があちこちで提起されていますが、南

スーダンに派兵されている自衛隊。今もう派兵されてしまったから、差し止めは無理ですね。すると撤収義務付けということになるのでしょうか。そういうことは考えられると思います。また日本の憲法裁判というのは付随的審査制なので、それ何の具体的な権利が侵害されるのかというところ、やはり平和的な生存権。自衛隊の人が現在、南スーダンの危険な地域に送られてしまうことによつて受けるところを、うまく平和的生存権に置き換えて裁判を。今、パツと思つた法的な手段がそれですね。閣議決定の事態を裁判で争うというのは、今の裁判制度では厳しいかなという感じがします。法的にはいま言ったことですね。

では、政治的にどうするかというと、次の選挙がいつあるかわからない。参議院は三年後です

出席者

永山茂樹会員(東海大学法科大学院教授)
大山勇一会員(五三期・東京)
緒方 蘭会員(新六五期・東京)
石井一禎会員(六八期・東京)
岸 朋弘会員(六八期・東京)
司会・山田大輔会員(六七期・東京)

が、衆議院は解散があるのでいつあるかわからない。結局今の政権を変える、ないしそれに影響を与えるぐらいの国会の議席の変更、つまり野党がより多く。野党といつても大阪維新は除きますけれど。野党が多く増えることによって、仮に与党が過半数を維持したとしても三分の二を維持できない状況、もしくははかろうじて過半数ぐらゐを与党がキープするという状況になれば、話は全く変わってくる。国会の運営にしてもそうですし、いろいろな法律を通すときにしてもそうです。そういうことが求められるかと思えます。

政治の話に関していうと、今の政権が何ゆえに支持率が高いこともあって、そういうところも分析をしていかないといけないかという気がしています。



山田 政治的にどうするかというときに、我々としては反対する国民を増やしていく。そのためには実態を知ってもらうことが、すごく重要になってくるかと思えます。永山先生がおっしゃったような日本、アメリカや財界などの世界戦略的な意味で、南スーダンのPKOをどう捉えるか、他のPKOをどう捉えるかという観点など、マクロ、ミクロの両視点で問題を知ってもらうことが重要だと思います。

岸 政治的に何ができるか。永山先生のお話とつながってきつながつてきますが、日本は民主主義だと言われますが、消費活動が民主主義だという意識が低い気がしています。他国だと、例えば日本バッシングがあったときに日本のモノを買わないという不買運動が起きます

が、日本ではそういうものはあまり起きていない気がしています。南スーダンPKOでも武器を輸送する企業があって、武器を造るような企業があって、そういうところにお金を出している都市銀行があつて。いろいろな財界が絡んでいるはずで、そういうところのものを利用しないというのは、われわれの消費活動を通じた意思の表し方になるのではないかと思つています。

緒方 法的な話で思いつくのはイラク派兵差し止め違憲訴訟のときのように、何かしらの差し止めができないかということですが、それが今の戦争法が施行されている中でどこまでできるのかを心配に思つています。また政治的な話に関しては、いま国民の過半数が南スーダンのPKO派遣に反対という世論調査が多く出ているかと思えます。やはり国民の方々も、なぜそんな遠いところに自衛隊が行つて、明らかに危険な任務を負わされないといけないかということに疑問は感じてい我想います。

ですから、そういった疑問をもっと大きくさせていく。そして派遣を止める方向で、なるべく皆さんで行動していく方向に突き動かしていくために、実態を伴った話をわかりやすく伝えていくことが必要ではないかと思いました。

大山 現職自衛官の母親が原告となつて南スーダンPKO派遣の差し止めを求めて札幌地裁に提

訴すると聞いています。自衛隊員の家族がどのような思いでPKO派遣を受け止めているかをぜひ明らかにしてもらいたいです。

永山 皆さんから裁判のことが挙がつていたので、それについて一つコメントします。平和的生存権の侵害が言えれば、イラク派遣の名古屋高裁の議論でいうと道が開けてきます。戦争に協力することを強制されるとか、戦闘行動だけがをするとか、命を失うということですね。

ところが青森の連隊が派遣されていますが、彼らからの平和的生存権の侵害の声が出てこないのだめなですね。では声が出るか、出ないか。こういうふうな自分の平和的生存権が侵害されているということ、口に出せる雰囲気のある社会がとても大事です。

恐らくいろいろな形で、そういうことを言うと言われているのでしよう。しかし、これは非常に危険だということ、口に出してもいいのだ、という気持ちがある人も少なくないに伝わらないと、萎縮したり、抑え込まれたりしていますね。それは直接裁判に関わつてない人も含めて、世の中の社会の雰囲気づくりができると思えます。私はこの裁判に関わつていませんが、「戦争を嫌だ」「戦場は怖い」と堂々と臆せず口に出せるような空気がつくつていくことが、日本にいても裁判以外の場でできるのではないかと思いました。いずれ

にせよ、訴訟の中では権利を奪われたり、害された人の声を。出てこないと思ってしまうので、それを出していくような、出せるような関係が重要かと思いました。

もう一つ、選挙のことですが、南スーダンの派兵は、実際には東北の比較的平均収入が少ない地域の部隊から派遣されています。経済的な徴兵の問題は政治的なインパクトがあります。この問題は単に南スーダンに派兵された若者だけの問題ではなく、二〇代の日本人の多くの人に共通する課題の一つの表れだということも、多くの人に伝えていくことが政治的な多数派形成につながっていくでしょう。

◇ 沖縄基地問題をどう考えるか

山田 では、沖縄問題に進みたいと思います。沖縄は辺野古の米軍基地が作られつつあって、それを沖縄県知事は許容していません。しかし、政府としては辺野古以外にないということとそれを沖縄に押しつけようとしているという現状があります。また、高江にヘリパッドを建設しようとしている。沖縄の負担軽減ということと連関してヘリパッドを高江につくることにより、ほかの地域は多少負担軽減にはなるという説明をしつつ、逆に高江に負担を押しつけるようなことになっています。

石井 この問題は、さかのぼると民主党政権のときに、沖縄以外、県外という話が出てきて、結

局めにもめてまた辺野古に戻ったということがあり、結局、辺野古しかないという選択がドグマのようになってしまっているということですね。これはアメリカ政府の意向であるわけですが、だから沖縄の問題というと、日本の問題、アメリカの問題、沖縄の問題というふうに三者があつて、ここでいつもどうするのかという話が問題になるわけです。アメリカはアメリカで日本政府に対して何とかしろよという感じでプッシュして、日本政府と沖縄がいつも対立関係になってしまいう感じですよ。

もつと古くさかのぼれば一九九五年でしたか、婦女暴行事件ですよ。二〇一六年にも女性が米軍所属の男に殺されてしまったという事件がありました。話がでてくるわけです。全くゼロにするのか、それとも多少減らすのかということ。そして、この問題になると必ず保守系から出てくるのは、では中国と北朝鮮が攻めてきたらどうするかということであり、そのためには沖縄の基地は必要だから現状を変えてはいけないのだという話になる。特に尖閣のときにはその論調がすごく出て、野田政権のときに国有化しましたが、尖閣の話がすぐ出てきて、基地がなければ尖閣が取られちゃうとか、そういう論調まで出てきて、とても難しい問題だと思います。

緒方 私は沖縄の辺野古や高江の問題は、日米安全保障条約と切り離して考えることはできないと考えています。今の日本の政府が日米安保条約に対してどう向き合うかが重要です。お隣の韓国も米軍基地がたくさんあつて、東アジアにおけるアメリカの要とされてきましたが、いまは米軍基地が韓国に返還される動きがあります。フィリピンに関しても米軍は撤退に向かっているかと思えます。そのような中で、日本だけがアメリカに対して意見が言えないことが非常に問題です。

大山 米軍駐留経費については、ドイツや韓国ではその負担はおよそ三割から四割にとどまっているのに対し、日本だと七五パーセントに達しています。こうした異常な状態はただすべきですし、国民にももつと知ってもらわなければなりません。

山田 この問題を沖縄県の問題ととらえるのはまずいことだと思います。二〇一六年二月に行われる常任委員会では、沖縄に関する決議案を出しています。戦前から沖縄が唯一の地上戦の場所で、当時の政策として沖縄を捨て駒のように使ってきた経緯があります。また、最近では大阪の警察から派遣された機動隊員が沖縄県民の方を「土人」と表現したということがありましたし、大阪万博のときに琉球出身の方を「未開人」という形で展示していたという話もあつたようです。やはり沖縄に対する差別意識というのが、日本政府

だけでなく、広く国民の中にも背景としてあるのかもしれないと思います。差別意識とまでは言わないにしても、これは沖繩の問題であり、われわれの問題ではないのだととらえるところが、かなりあったのかと思います。

私の地元は山口県ですが、山口には岩国基地があります。私自身は山口市で岩国からは車で二時間ぐらい離れているので、基地問題というのは全く気にせず育ちました。同じ山口でも騒音とかに日常的に苦しめられるわけではないですし、基地の関係で、生活面で困るということも特になかったのも、はつきり言って自分の問題として岩国基地の問題をとらえたことがなかった。そのように直接的に被害に遭っていない人に、その問題を自分のことのようにとらえるというのは非常に難しいと思いますが、沖繩の問題は安全保障の問題なので、日本全体とは切っても切り離せない問題だと思っています。昨年から首都圏の若手弁護士中心に、この問題を沖繩の問題ではなく、日本全国で見つめなければならない問題だと捉えて活動されていらっしやいますね。

緒方 二〇一五年の後半から首都圏の若手の弁護士が中心となり、ノー・ベース・フェスという団体を立ち上げ、東京から沖繩の問題について発信しようということで、いろいろな活動に取り組んできました。今まで、みんなで楽しく明るいお



ないことが大事な取組みだと思っています。

岸 緒方さんから日米安保についての指摘がありました。私も普段憲法の学習会などで話していると、参加者の方々の日米安保に対する信頼というのが結構強いということを感じます。それは中国・北朝鮮脅威論という意味もありますが、米軍に守ってもらえる状況がいいことだと思っている人が案外多いのかと思います。自民党改憲草案には反対だと言う人の中でもそういう人は多いと思うのです。

しゃれたデモをしたり、実際に沖繩で起きてきていることを詳しい専門家の方をお招きしてお話を聞いたりということをやっています。自由な運動をしながら東京から沖繩を考

える。沖繩の問題を沖繩の問題だけにさせ

日米安保条約には廃棄条項があるので廃棄しようと思っただけですが、日本の現状ではたしてそれで廃棄に賛成する人がどれぐらいいるかという、なかなかないだろうなという印象を受けています。

それから、沖繩になぜ基地が押しつけられているかということですが、いろいろな議論をするときに、よく対案を示せということが言われるじゃないですか。確かに対案がないとあまり説得的ではないのかなと思うときがあります。沖繩から基地をなくすとして、ではどこに持っていかと言われると、その対案は誰も示すことはできないのではないのでしょうか。何年前かに、鳩山由紀夫首相が頑張ってそれを示していましたが、そのような踏み込んだ姿勢を議論の際に持たないと、単に批判するだけでは人々を動かす力は生まれないのではないのでしょうか。

石井 先ほどの対案がなかなか難しいということですが、正直アメリカの政治家なんて沖繩の問題に関心がないというのは、たぶん現実だと思います。トランプさんなんか沖繩の場所も多分知らないですよ。正直なところ、オバマさんだってそんなに知らないだろうし、関心がないから現状のままですつときていくというだけですよ。だからそこを何とか変えなければという考えも一つあります。オバマさんは二〇一六年広島に来まし

だが、アメリカの政府の人が沖縄の現状をどこまで把握しているのかということ、そして日本政府がどこまでちゃんと伝えているのかということ、都合のいいことしか言っていないのかなという気がします。それで結論は今の沖縄は現状でしょうがないねとなる。

地理的なことで言えば、中国は近いし、フィリピンとか東南アジアにも行きやすいという意味で、アメリカの世界戦略の拠点としてはベターな位置にある。だから、それはアメリカの国益にも絡んでくるわけです。では、本当に未来永劫こんな状態でいいのかというと、沖縄の県民、基地を押しつけられている人の気持ちもあるし、中国脅威論とか叫ばれているが、実際中国が攻めてくることなんてことはあり得ないわけです。これだけ経済的にお互いが依存し合っている国が戦争をし合ったらお互いがつぶれてしまうわけです。そこは対話とか外交とかでお互いが信頼でききる関係になつていけば、解消していく話です。今は中国脅威論であおって、中国も防衛費を増やしている。日本とアメリカと中国とでお互いが軍拡競争みたいなことをやり合っている感じですね。そこはやっぱり違うかなという気がします。アジアの平和を考えたら、もちろん中国にも防衛費の問題とか、いろいろ言わなければいけないこともあると思いますが、この辺一帯のアジアの軍縮のよう

なものを日本がイニシアティブをとってやったらどうか。

アメリカも基地をたくさん置くことが本当にアメリカのメリットなのかといったら、アメリカも経済があまりよくない状況であるわけですから、そういったところも日本とアメリカがうまく話し合い、基地の割合を減らしていく方向に進めばいいのかなという気がしています。

山田 沖縄の問題をどう解決していくかというときに、永山先生のご指摘にもつながりますが、なぜ米軍が沖縄にいるのかということは不可欠な問題で、普天間を返還して辺野古にというのも、老朽化した普天間の基地を新しい施設に変えようと考えていることがかなり主眼的な部分でもあるようなのです。アメリカとしては地理的に沖縄である必要がある。軍事費とか駐在費とかを日本が出しているということもあるとは思いますが、そういうことからもし日本の本土では意味がないと考えるのだとすれば、やはりそこは米軍に出ているらうことしか問題の解決としてはないのだろうと思います。

当面沖縄の問題を軽減する手段として、経過措置として一時的に本土に基地の移転をするという議論はあり得るかもしれませんが、米軍が沖縄にいるということは、地理的な要素で選んでいるのしょうから、米軍に出ているらうしか方法

はないでしょうね。

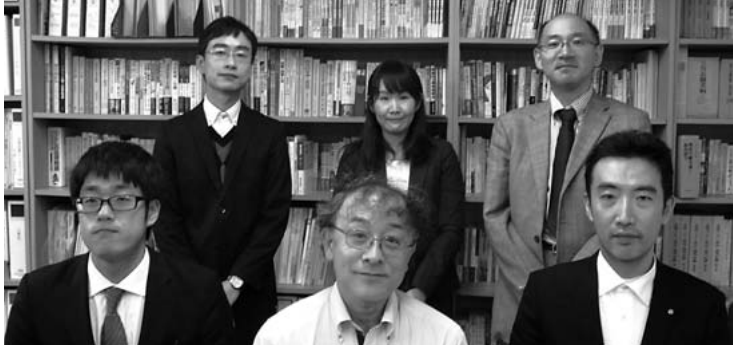
◇米国の世界戦略から見た沖縄

永山 沖縄の基地の問題を沖縄以外のところと沖縄との差別の問題としてだけとらえることには違和感があります。米軍が西太平洋からインド洋に展開するため沖縄に基地が置かれているわけですね。東京と沖縄の関係で沖縄が差別されているという構図とは別に、日米同盟軍が西アジアやインド洋の人々に対してにらみをきかせるという権力関係を支えています。その構図を考えないと、世界の平和にはつながりにくいと思います。

それから、沖縄以外の日本の基地も全体として強化されています。沖縄の負担を本土に持つてきても、それは意味がないわけです。

山田 いま先生がおっしゃった西アジア、インド洋ににらみをきかすという話は、もう少し具体的にいうとどういう問題としてとらえるべきなんですか。

永山 アメリカ軍の艦船を日本の海上自衛隊の船が護衛する。これは安保法の中で出てきたことです。日常的に護衛をするということ。それに対応して日本の海上自衛隊のこれからの予算というのは、イージス艦をもっと増やしていくということをやっていますね。横須賀に基地があつて、西太平洋全体をパトロールする。それだけではな



くオーストラリア軍とか韓国軍が連合するわけですが、なぜ横須賀なり日本に米軍の艦船が出てくるのかというと、太平洋の真ん中に行ってもしょうがないわけで、太平洋の西側から行くとするからです。じゃあ西太平洋でošimaiになつていくかというと、航行の自由作戦をやつて南シナ海からマレーシアのところを通過して西側に出ていく演習を日米合同ですつとやっています。今はそれにイ

ンドも加え、中国対日・米・インド・オーストラリア・韓国という構成図で海軍の演習をやるうとしているわけです。そのように一つ海軍で言うならば、日本に基地があり、その基地はどこを向いているのかというと、そちらのほうまで

行くということだと思つたのです。恐らく海兵隊、空軍についても日本の基地にはそういう意味合いがあるのだからと漠然と理解しているのですけどね。沖繩は基本的に海兵隊でしょう。海兵隊というのはどこかに上陸していく仕事をするわけですから、土地を守るには陸軍でいいわけだし、周囲の海峡を守るなら空軍と海軍です。海兵隊というのはどこかに上陸する。よその島の海岸に一番先上つていくのが海兵隊の仕事です。ですから海兵隊がいるということは、日本本土の防衛ということとは関係ない。だから日本の防衛とはちよつと質が違つていく。海兵隊はどこかへ行くだろうというところで、どこへ行くのかというと、それは南の

海のほうが、西の国のほうじゃないかなと思つますから、そういうものを米軍が置いているということは、そういう意味があるのではないですか。山田 今の永山先生のご指摘はそのとおりだと思つたのですが、二〇一六年の第二回の常任委員会

のときに、山口県の基地問題がテーマでしたが、米軍は、基地負担軽減を建前にして基地をどんどん強化しているのだという話がありました。今回の普天間から辺野古へというのも、まさに基地機能の強化だということからすると、先ほど岸君も言つていた対案を出すということで、沖繩県内であれば、本土であれば、どこかに移転するということになれば、その機会をねらつてまたどんどん基地

機能を強化していくというふうになつていくのだからと思つています。

それと軍隊という性質から、世界平和という問題とも切り離せないものです。永山先生のお話を聞いて、沖繩の基地負担軽減の対案は、軍隊機能がどんどん縮減していつて基地をなくしていく方向以外の対案はないのだからと、思いました。

南スーダン、改憲、沖繩問題を通じて、安倍政権、アメリカ、財界がそれぞれの思惑、利益のため、詭弁を弄し国民に真実を隠しながら、一貫して悪政を追求していることが明らかになりました。

二〇一七年は、改憲問題のみならず、共謀罪の成立も目論まれています。ここ数年、または数十年の悪政の結果として出てくるのは、第二次世界大戦後、日本国憲法が保障し、目指した、一人ひとりが尊重される日本から、戦争ができる国、国家のための個人という日本への転換です。

法律家として、あらためて、そのような日本にはならないと決意を固めた座談会になりました。では、時間になりましたので、これで終了したいと思います。これからも一緒に頑張りましょう。(おわり)

この座談会は二〇一六年二月二十九日に行われました。

共謀罪法案に反対する法律家団体連絡会◎声明

「憲法違反の共謀罪創設に強く反対する共同声明」を公表

共謀罪法案に反対する法律家団体連絡会(社会文化法律センター・自由法曹団・日本国際法律家協会・日本民主法律家協会・日本労働弁護団・当部会)を結成し、二月二七日に共同声明の発表と記者会見を行いました。

憲法違反の共謀罪創設に強く反対する共同声明

二〇一七年二月二七日

共謀罪法案に反対する法律家団体連絡会
 社会文化法律センター 代表理事 宮里 邦雄
 自由法曹団 団 長 荒井 新一
 青年法律家協会弁護士学者合同部会

議 長 原 和良
 日本国際法律家協会 会 長 大熊 政一
 日本民主法律家協会 理 事 長 森英 樹
 日本労働弁護団 会 長 徳住 堅治

安倍政権は、過去三度世論の強い批判により廃案となった共謀罪法案を、「テロ等準備罪」と呼ぶなどの粉飾を施し、四たび国会に提出しようとしているが、私たち法律家は、以下の理由により、同法案の国会提出に強く反対する。

共謀罪は、「犯罪についての話し合い」があったとみなされただけで、独立の犯罪の成立を認め、処罰しようとするものであり、国家刑罰権の著しい強化を狙うものである。

国家刑罰権は、国家権力が強制的に国民の生命・自由を奪うものであるから、努めて謙抑的に行使されねばならず、また、何が犯罪であり何が犯罪でないかが法律により明確に定められなければならない(罪刑法定主義)。このような近代刑法の大原則に基づき、我が国の刑事法体系では、犯罪は既遂処罰を原則とし、例外的に一部の犯罪について未遂や予備を処罰対象とし、意思や内心は処罰の対象としない(行為原則・侵害原則)。ところが共謀罪は、予備にも達しない、極めてあいまいな「話し合い」があったと国家権力が認めた時点で犯罪が成立し、そのあと何もしなくても、仮に犯罪を断念したとしても処罰の対象とする点で、恣意的な権力行使を著しく容易にし、市民の内心の自由、正当な言論・表現を侵害し、適正手続原則に違反する危険が極めて高い。したがって、共謀罪法案は憲法一九条、二二条、三二条に違反する法案である。

政府は、提出を検討中の法案は、話し合いだけで



なく「準備行為」も要件とし、処罰対象を「組織的犯罪集団」に限るから一般市民は対象とならないなどと弁明してきた。しかし、過去の国会答弁では銀行でお金を下すという何ら危険でない行為も「準備行為」にあたるとし（二〇〇六年）、先日法務省は、もともと正当な活動をしていたと認められる団体も、その目的が「犯罪を実行することにある団体」に一変したと認められる場合には「組織的犯罪集団」に当たるとの見解を公表した（二月二六日）。すなわち、初めて「座り込みをしよう」と話し合った市民団体は、それだけで組織的威力業務妨害罪を目的とする組織的犯罪集団とみなされる可能性がある。さらに言えば、提出される法案では、二人以上が話し合いをしただけで「集団」とされる可能性が高い。

まさに一般市民の活動が狙い撃ちされる危険が極めて高い法案である。

政府は、共謀罪法案は「テロ防止」目的の法案であり、「テロ防止」を目的とする国際組織犯罪防止条約を批准するために共謀罪を成立させることが不可欠であるなどと述べるが、これは二重三重に国民を騙すものである。

まず国際組織犯罪防止条約は「テロ防止」目的の条約ではない。同条約は、「金銭的利益その他の物質的利益を直接又は間接に得るため」（五条）のマフィアなどの越境的犯罪集団の犯罪を防止するための条約で

ある。そのことは、国連の立法ガイドで「目標が純粋に非物質的利益にあるテロリストグループや暴動グループは原則として組織的な犯罪集団に含まれない」と明記されていることから明らかである（二六項）。

また、共謀罪を創設しなくても同条約は批准できる。同条約中には長期四年以上の犯罪についての共謀罪又は参加罪の立法を義務付けているかのような文言があるが、国連の立法ガイドは「共謀罪や参加罪などの法的概念を持たない国においては、これらの概念を強制することなく、組織的犯罪集団に対する実効的な措置をとることも条約上認められる」（五一項）と明記しているのである。

そもそも我が国は、ハイジャック防止条約、シージャック防止条約等、テロ防止のための国連の主要二三条約をすでに批准して国内法化も完了しており、これらに加え「テロ」を検挙・処罰するための法律も多数整備されており、「テロ防止」のためには現行法で十分である。また、「テロ」は単独で行われる場合もあるが、共謀罪は単独犯には適用できない。「テロ」と無縁の多くの犯罪について共謀罪を制定するという外れの対策で、「テロ防止」ができるかと考えることの方が危険である。

市民の「テロ」に対する不安に便乗して共謀罪成立を強行することは許されるものではない。

政府はこれまで、長期四年以上のあらゆる犯罪（六

七六と言われている)についての共謀罪を創設しなければ条約を批准できないとしてきたが、国民の強い批判を受け、対象犯罪を二七七とする方針をとったと伝えられている。

しかし対象犯罪を二七七に絞っても、これだけの数の犯罪について当局が二人以上の「話し合い」とわずかな「準備行為」があると認めれば関係者を一網打尽にできる共謀罪の危険性は、戦前に猛威を振るった治安維持法をはるかに上回るものである。また、長期四年以上の全犯罪を対象としなくても条約の批准が可能だというならば、政府のこれまでの議論の前提は崩れており、共謀罪を成立させなくても国内法は整備済みであるとして、条約を批准できるはずである。

政府の説明は完全に破綻している。それにもかかわらず政府が共謀罪の成立に固執する目的は、「テロ防止」や「条約の批准」以外の、市民の監視、市民運動などの弾圧にあるとしか考えられない。

二〇一六年五月、刑事訴訟法等の一部を改正する法律が成立し、盗聴法(通信傍受法)の対象犯罪の大幅な拡大と手続の緩和、他人の犯罪を証言することにより自己の犯罪を免れることができる司法取引の導入など、捜査権限が格段に拡大強化された。

共謀罪の犯罪構成要件は「話し合い」であるから、電話やメールなどによる「話し合い」を立証しなければ強制捜査も公判維持も不可能である。従って、仮

に共謀罪が成立したならば、情報収集目的で市民を監視する警察活動がますます強化され、その中で別件盗聴も行われ、盗聴法の対象犯罪に共謀罪を含める法改正や、部屋に盗聴器を仕掛ける「云話傍受」の法制化も企てられるであろう。現に法務大臣は、共謀罪を通信傍受の対象とすることは将来の検討課題だと認めている。司法取引・密告により「共謀」を立証することも行われるようになり、共謀罪の冤罪事件が大量に発生する危険性も現実味を帯びている。

四度目の共謀罪法案について、政府は過去三度の法案より要件を厳格にするなどと言うが、新設された強化された捜査手段とあいまって、むしろ過去の法案

よりも人権侵害の危険性は飛躍的に高まっている。戦争への道突き進み、憲法九条の改悪を企む安倍政権は、これに対抗する巨大な市民・野党の共同の運動が生まれたことに脅威を感じ、運動の弾圧を狙い、批准予定の国連条約が目的としない「テロ防止」など嘘を重ねて共謀罪を強行に成立させようとしている。共謀罪はまさに現代の治安維持法である。この認識の下に、私たち法律家は広範な市民と手を携え、共謀罪の成立を阻む闘いに全力を尽くす決意である。

共謀罪に反対する日比谷野音楽会・デモ

4/6

■と き 二〇一七年四月六日(木) 一八時半～一九時半(集会)

集会後、国会・銀座デモ

■と ころ 日比谷野外音楽堂

■共 催 共謀罪NO! 実行委員会

戦争させない・九条壊すな! 総がかり行動実行委員会

法案に反対する法律家団体連絡会と市民団体で共謀罪NO! 実行委員会を結成し、企画を行います。ぜひご参加下さい。

南スーダン・PKO自衛隊即時撤退を求める 院内集会を法律家六団体で開催

二月一七日に改憲問題対策法律家六団体連絡会主催で、南スーダン・PKO自衛隊派遣即時撤退を求める院内集会が開かれ、一〇〇名が参加した。



左から平和子さん、佐藤博文弁護士、谷山博史さん

南スーダンの現状について、日本国際ボランティアセンター（JVC）代表理事の谷山博史さんが報告を行った後、自衛隊南スーダンPKO派遣差止等訴訟の弁護団である佐藤博文弁護士、原告

の平和子さんより、集会前に行った防衛省要請やこのPKO派遣の問題点、提訴にあたっての思いなどが語られた。

JVCの谷山さんからは、

二〇一六年七月の大規模戦闘ではUNMISS

（国連南スーダン派遣団）司令部の周辺で兵士による住民・避難民への襲撃、略奪、レイプが横行しており、ときにはPKO部隊がみて見ぬふりをしているという深刻な実態が報告された。JVCスタッフの今井高樹氏はジュバの避難民から「故郷の村々では、鶏のように、子どもたちが次々に殺されている」という証言も聞いたとのことである。そのうえで、NGOは地域住民と信頼関係を構築しながら活動をしているので、自衛隊からの警護を受けると中立性が疑われ、むしろ活動を阻害すると明確に述べた。

また、原告となった平さんからは、自衛隊の本來任務であった国土の防衛から大きく逸脱したPKO派遣について、現職自衛官の母の立場から強い怒りを述べていただいた。駆け付け警護などの新任務付与に伴い、交戦により命を失う危険が格段に高まるにもかかわらず、自衛官の救急装備品

はわずか三、四種類にとどまり（米軍は三〇品目にのぼる）、他国の軍用犬よりも保護されていないと憤った。そして、組織の命令に従っただけなのに民間人を殺傷した場合には刑事罰が下されるおそれがあることなど、自衛官やその家族に知らされていないことが多すぎると述べた。

さらに、訴訟代理人の佐藤弁護士からは、この日、稲田防衛大臣に対して黒塗りにされた南スーダンPKO「日報」の全面開示を求め、自衛隊の即時撤退を求める要請をしたことの報告がなされた。そして、安倍政権が南スーダンPKOにこれだけ強くこだわる理由として、豊富な地下資源などをもち、「資本主義最後のフロンティア」と呼ばれるアフリカ中央部への影響力強化があると訴えた。そのうえで、訴訟を通じて事案を解明して自衛隊活動の違憲性を明らかにし、自衛官やその家族の思いにこたえたいと述べた。

集会には、日弁連憲法問題対策本部から本部長代行の山岸良太弁護士、日本労働弁護団から幹事長の棗一郎弁護士、総がかり行動実行委員会から高田健さんから連帯の挨拶をいただいた。また、民進党、共産党、社民党から多数の国会議員に参加していただき、挨拶をいただいた。

（憲法委員会・大山勇一）

青法協弁学合同部会二〇一六年度第四回拡大常任委員会◎決議

南スーダンPKO派遣の自衛隊の即時撤収を求め、

稲田防衛大臣の辞任を求める決議

1 自衛隊は南スーダンから即時撤収すべきである

(1) 南スーダンの情勢

日本政府は、国連平和維持活動(PKO)協力法に基づき、二〇一二年から南スーダンに展開している「国連南スーダン派遣団(UNMIS)」への陸上自衛隊を派遣しているが、二〇一六年二月には「駆け付け警護」と「宿営地の共同防護」の新任務を付与された第二次隊を派遣している。

ところが、以下に見るとおり、南スーダンでは、大規模戦闘が頻発するなど治安は悪化の一途をたどっており、自衛隊派遣の前提であるPKO参加五原則が破たんしていることは明らかである。

(2) 日報に記載された南スーダンの情勢

南スーダンにおける情勢の悪化については、防衛省が公開した日報内の報告書に明確に記載されている。

すなわち、二〇一七年二月七日に防衛省が公開した日報によれば、二〇一六年七月南スーダン首都ジュバでの大規模戦闘について、「TK(戦車)射撃を含む激しい銃撃戦」(二日日報)、「戦車や迫撃砲を使用した激しい戦闘」(中央即応集団司令部二日報告)等と記載されている。

また、同報告書には「突発的な戦闘への巻き込まれに注意が必要」、「宿営地外近傍施設(UNトンピン外)への直射火器の弾着を確認(中央即応集団司令部二日報告)」、「日本隊宿営地西側、UNトンピン外のトルコビル一帯において、SPLA(政府軍)戦車二両を含む銃撃戦が生起、日没まで戦闘継続」(同一三日報告)等、駐屯している自衛隊部隊の間近で戦闘行為が行なわれている状況が記載されている。

さらに、「ジュバでの衝突激化に伴うUN活動の停止」や「ジュバ市内での大量のIDP(国内避難民)の発生」(二日日報)など事態が悪化した場合について

も予想している。

(3) JVCによる報告

二〇一七年二月二日、衆議院予算委員会における中央公聴会において意見陳述をした日本国際ボランティアセンター(JVC)の今井高樹氏は、自衛隊が活動する避難民保護施設の周辺地について「ジュバの中でも最も不安定な、何かしらの衝突が起こっても全く不思議ではない場所だ」と指摘した。そして、施設内に避難する元副大統領のマシャール氏の出身部族に対し、政府軍が襲撃を繰り返していると話し、「日本政府は『ジュバは落ち着いている』というが、(停戦合意の成立などを派遣の要件とした)PKO五原則は崩れている」と南スーダンの現状について意見を述べた。

(4) PKO参加五原則の破綻は明らか

このような状況からすれば、もはや現在の南スーダンにおいて、「PKO参加五原則」にて要件とされている紛争当事者間の「停戦合意」が十分に保たれていないのは明らかである。

このような南スーダンの状況の下で、自衛隊を同国に駐留させ続けられれば、憲法第九条一項で禁じられた「武力行使」を行なう危険性が高いといえる。また、新任務の付与により自己保存型から任務遂行型に武器使用権限が拡大されていることから、これまで以上に「武力行使」を行なう危険性が高まっている。

青年法律家協会弁護士学者合同部会は、すでに二〇一六年二月に南スーダンからの自衛隊の即時撤収を求める決議を挙げたが、上記の報告等に鑑みれば、当時に比べてさらに治安の悪化が深刻化していると言わねばならず、撤収の緊急性はいっそう高まっていると言える。

2 稲田防衛大臣は辞任すべきである

(1) 組織的な情報隠しの疑い

二〇一六年九月三〇日、「平和新聞」編集長布施祐仁氏が防衛省に対し、二〇一六年七月七日から同月二日までの活動日報について情報公開請求をした。しかし、防衛省は上記請求に対して、「廃棄した」ことを理由に二〇一六年二月二日に不開示決定を行なった。

ところが、二〇一七年二月七日、防衛省は、上記日報について統合幕僚監部が保管していたことを明らかにした。国会における説明によれば、二〇一六年二月二日の不開示決定後、稲田防衛大臣は捜索を指示し、同年二月二六日に「日報」の存在が明らかとなり、二〇一七年一月二七日にその旨同大臣に報告されたとのことである。

これにより、「日報」を廃棄していたという政府の言明が虚偽であることが明らかになった。また、「日報」の存在は、一か月以上も防衛大臣に隠されたままであったことになる。

また、文書を管理していた統合幕僚監部が、防衛

大臣に対して文書廃棄という虚偽の報告をしていたとすれば、また、文書発見の報告の遅れが意図的な意業だとすれば、これは自衛隊が首相や防衛大臣ら国民の統制に服するというシビリアンコントロールに違反する重大な事態である。

(2) 不当なマスキング処理

また、同年二月七日に一部開示された「日報」は、多数のマスキングが行なわれており、自衛隊の活動や南スーダンの状況について十分な情報が開示されていない。

そもそも、上記「日報」は自衛隊の活動が憲法や法律に基づき適正に行なわれているかについて国会や国民が判断するための資料であって、憲法で保障された国民主権（憲法一条）や知る権利（憲法二条）にとって重要な情報が記載されたものである。

このような防衛省によるマスキングの指示は、南スーダンの状況を国民の目に触れさせないように隠蔽しようとする姿勢にほかならない。

(3) 言葉をもてあそぶ態度

さらに、二〇一七年二月四日の衆議院の予算委員会において、「日報」に記載された「戦闘」という言葉について、稲田防衛大臣は「武力衝突」と言い換えたうえで、「戦闘」という表現は法的な意味での戦闘行為ではない、「憲法九条上の問題になる言葉を使うべきではない」と詭弁を述べて居直る答弁をした。

南スーダンの現状を直視せずに、憲法上問題があ

るという理由のみで「戦闘」という言葉の使用を避け「武力衝突」と言い換えるのは、憲法軽視、PKO参加五原則軽視も甚だしいと言わねばならない。

前述したJVC今井氏も、「南スーダンの」現地からみれば、みなさん自分の家族を亡くし、あるいは家を追われ、いまでも避難生活を続けている。多くの方が亡くなった。国会でどう表現しようと現場で起きていることは変わらない」と訴え、稲田大臣の答弁は「言葉遊びのようなものだ」と強く批判している。

(4) 稲田防衛大臣には憲法遵守の姿勢、管理能力が欠ける

「日報」の存在をめぐる防衛省の対応や不当なマスキング、国会での憲法軽視の答弁などに照らせば、稲田防衛大臣には憲法遵守の姿勢および防衛省・自衛隊を管理する能力が欠けていることは明らかである。

3 結語

よって、当部会は、政府に対して、現在PKOに基づき南スーダンに派遣されている自衛隊を即時撤収するように求めるとともに、稲田防衛大臣の辞任を強く求める。

二〇一七年三月四日

青年法律家協会弁護士学者合同部会

第四回常任委員会

山城博治氏らの不当な長期勾留に抗議し、即時解放することを求める決議

1 二〇一六年一月二七日、沖縄平和運動センター

議長の子城博治氏が、沖縄県米軍北部訓練場の敷地内の有刺鉄線を切断したとして、器物損壊の被疑事実で現行犯逮捕された。さらに、山城氏は同年八月二五日に沖縄防衛局職員の腕をつかんで怪我を負わせたとして、その三日後に公務執行妨害罪、傷害罪の被疑事実で再逮捕された。加えて、山城氏は、同年一月二八日に米軍キャンプシュワブのゲート前にブロックを積み上げて工事車両の進入を妨害したとして、威力業務妨害の被疑事実で、同年一月二九日に再度逮捕された。

その後、複数回の保釈請求にもかかわらず、現在にいたるまで、山城氏は釈放されていない。また、山城氏とともに二名の男性についても同様に長期の勾留が続いている。

2 勾留は、被疑者が「定まった住居を有しない」、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当の理由がある」、「逃亡し又は逃亡するに疑うに足りる相当の理由がある」のいずれかの要件を満たす場合に限り認められる

とするのが刑事訴訟法の原則である（刑事訴訟法六〇条、二〇七条一項）。そして、被疑者、被告人は無罪が推

定され、かつ、勾留が身体拘束という被疑者、被告人に対し極めて権利の侵害性が高い強制処分である以上、この要件は厳格に解釈されなければならない。

しかし、日本の捜査機関及び裁判所は、上記要件を極めて緩く解釈し、安易に上記要件が満たされていると認め、勾留状の請求、発付を行っており、「人質司法」として人権団体、法律家団体等から批判されてきた。青年法律家協会弁護士学者合同部会も、継続的に批判を行っている。

3 また、勾留は、被疑者・被告人の家庭生活、職業生活その他の日常生活全般に重大な支障を与えることは明らかである。弁護士が日々刑事事件を担当する際にも、「認めてでも早く出たい」という声はよく聞かれるところである。

身体拘束の長期化は、被疑者・被告人に対し、早期に釈放されるために捜査機関の望むとおりに罪を

「自白」することを促し、冤罪の原因ともなっている。憲法は第三七条において、被告人の裁判を受ける権利を保障しているが、裁判を受ける権利を実質的に保障するためには、捜査機関、訴追機関と対等な立場で裁判を受けることが保障されなければならない。しかし、身体拘束を受けている立場では、捜査機関、訴追機関と対等な立場に立つことは不可能である。

そして、山城氏らに関しては、捜査機関の捜査はすでに終了しており、勾留の要件を満たさないことは明らかである。したがって、山城氏らに対する勾留は違法であり、山城氏らの権利への著しい侵害である。

4 山城氏は辺野古新基地建設とオスプレイ配備のための高江ヘリパッド建設への反対運動など、長年にわたって沖縄米軍基地反対運動の中心を担ってきた人物である。今回の逮捕、勾留の被疑事実とされた一連の行為はどれも多くの沖縄県民の思いを代弁した抗議行動の中でのものである。山城氏への勾留の長期化は、山城氏自身の政治的な表現活動の自由（憲法二一条）を抑圧し、また沖縄米軍基地反対運動に対して不当な萎縮効果をもたらすことを意図してなされており、決して許されるものではない。

5 近年、政府の意向に反する運動に対する監視、弾圧の動きが特に活発化しており、かつ、通信傍受・盗聴の拡大、合意制度（司法取引）の創設などの監視、弾圧を容易にする刑事訴訟法等の改悪も行われている。そもそも刑事訴訟法の本来の目的が捜査機関の権

限を限定、制約することである。ことからすれば、こうした市民に対する監視・弾圧の権限の恣意的な拡大は刑法の理念に反すると共に憲法にも違反すると言わねばならない。

本件では、「人質司法」が裁判所や捜査機関において蔓延するなか、勾留手続を口実にして山城氏ら

を長期拘束し、これによって沖縄米軍基地反対運動を弾圧しようとしていることは明らかである。

当部会は、山城氏が長期にわたって身体拘束されていることに対し抗議し、逮捕、勾留の要件を厳格に適用して山城氏らを即時解放するよう強く求める。

二〇一七年三月四日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第四回 常任委員会

カジノ法に基づく実施法の整備に反対する決議

1 二〇一六年二月二五日、統合型リゾート（IR）整備推進法（通称、カジノ推進法、以下、「カジノ法」という）が、世論の多数の反対にもかかわらず、自民党、日本維新の会などの賛成多数で可決、成立した。

カジノ法は、カジノを含む統合型リゾートの整備に関する基本法であり、二〇一七年以降、運営業者の選定基準やギャンブル依存症対策などを定める実施法が整備される予定である。

2 二〇一四年八月に行われた厚労省の調査によると、日本はギャンブル依存症者が成人の四・八%（男性八・七%、女性一・八%、約五三三万人）にも上り、

ギャンブル依存症が蔓延している国である。

そして、日本のカジノ推進派による各種推計によると、IRカジノにおける外国人客の割合は多くて三割程度であり、日本人客が七割程度を占めることが想定されており、IRカジノが実現すれば、日本のギャンブル市場はさらに拡大することになる。

しかも、二〇一〇年に行われたオーストラリア政府の推計によると、カジノ内のギャンブルであるスロットゲームやテーブルゲームのギャンブラー発症率のリスクは、競馬や宝くじに比べ二倍から三倍にも上がることが明らかになっている。

日本でカジノが実現すれば、日本の住民がさらにギ

ャンブル依存症の危険に晒されることになる。

ギャンブル依存症者は、個人の自己責任ではなく、社会的に許容されたギャンブルの被害者であり、病気になる。カジノを設置することによりギャンブル依存症を増やす政策を採ることは、絶対に許されない。

カジノ推進派は、カジノ法の成立により、ギャンブル依存症対策の予算が増えたことを強調するが、一方でギャンブル依存症を増やしながら、他方で依存症対策を取るなど本末転倒である。また、依存症対策で依存症になることを完全に否定できるわけではない。カジノ法を成立させずに、ギャンブル依存症対策を行えばよいだけである。

3 アメリカで行われた調査（全米ゲーミング協会による二〇一三年の調査）によると、アメリカのカジノ都市の暴力犯罪率、窃盗等犯罪率、総犯罪率は全米平均を大きく上回っていることが判明している。

日本でも、ギャンブル依存症が犯罪や家族関係、友人関係等を破壊する要因になることは知られており、カジノが日本の住民に与える悪影響は明らかである。

4 カジノ推進派は、カジノにより外国人観光客が増加することや地方経済が発展することなどを強調する。

しかし、カジノはギャンブルのシステム上、必ずカジノ運営会社が利益を上げる仕組みになっている。またギャンブルにおける客の勝ち、他の客の負けによるものであり、結局、客同士の財の移転が行われるだけである。

仮にカジノにより外国人観光客が増え、経済効果があがるとしても、それは外国人観光客から財を収奪するという性質のものであり、日本の観光産業のあり方として不適切である。

さらにIRカジノは当該IR内部で消費を完結する

システムをやることにより、地元の消費が落ち込み、小売業や飲食業が淘汰されることが、アメリカのニューハンプシャー州のカジノの調査でも指摘されている。

加えて、カジノの開設に当たっては、カジノ運営経験の豊富な外国資本の参入が予想されている。そうなれば、カジノで生じる利益の多くは、国外へ流出することになる。

そのため、カジノが日本経済を発展させる経済効果があるとの見解には疑問がある。

5 青年法律家協会弁護士学者合同部会は、各会員の日々の債務整理事件などを通じて、ギャンブル依存症者と向きあい、ギャンブル依存症を社会問題として捉え、その撲滅のため活動をしてきた。

少年法の適用年齢引き下げに反対する決議

二〇一七年三月四日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第四回 常任委員会

昨年二月二〇日、法務省の「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」がとりまとめ報告書（以下、「報告書」という。）を発表した。これを踏まえ

て本年二月九日、法務大臣は少年法の適用年齢引き下げの是非について、法制審議会に調査審議を諮問した。当該議論は、昨年六月に選挙権年齢が引き下げ

カジノは経済効果に疑問が残るばかりか、明らかに、ギャンブル依存症や犯罪を増加させ、日本社会に悪影響を与えるものである。

当部会は、カジノに反対する多くの国民と共同し、カジノの実現に反対する活動を行うことを表明するとともに、カジノ法に基づく実施法の整備に反対するものである。

二〇一七年三月四日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第四回 常任委員会

られたことを発端としており、自民党の政務調査会では、平成二十七年九月に「国法上の統一性や分かりやすさといった観点から、少年法の適用対象年齢についても、満一八歳未満に引き下げるのが適当であると考えらる。」等と意見提言している。しかしながら、少年法の適用年齢引き下げには、以下のとおり少年法の基本理念を無視した重大な問題があるので、当部会は断固として反対する。

1 選挙権年齢引き下げに連動すべきではない

法律の適用対象年齢は、制度趣旨や目的に照らし

て法律ごとに個別に検討されるべきものであることは言うまでもない。公職選挙法による選挙権年齢の引き下げ目的は、若者の政治参加を促進し、若者の意見を政治に反映させることである。かたや、少年法は、「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的」としている(少年法第一項)。すなわち、少年法における「少年」は、健全育成のために保護処分を行い、または刑事事件において特別の措置を講ずるべき者であるべきである。このように異なる目的を持つ法律の適用年齢は、その制度趣旨に鑑み、個別に検討されるべきであって、「統一性」「わかりやすさ」と言う観点で連動されるべきものではない。

2 一八歳・一九歳にも可塑性がある

少年は、未だ人格の発展途上にあり、精神的にも未熟であって、可塑性が認められる存在である。それゆえ、少年法は、少年に対して刑罰による社会的責任の追及ではなく、保護処分による教育的処遇を行うこととしている。非行を犯した少年には虐待や不適切養育の成育歴が認められることが多いことは、少年事件を担当する付添人弁護士には周知の事実であり、適切な教育の場を与えられていなかった彼らにとって再非行・再犯防止のために必要なのは、刑罰ではなく

「育ち直し」の機会なのである。そして、脳の発達が一〇歳代半ばまで続くという脳科学の知見からすれば、一八歳、一九歳は、まだまだ未成熟であり、発達途上にある可塑性が高い存在である。可塑性に鑑みれば、少年法の適用年齢は、引き上げられるべきとの意見も有力であり、年齢引き下げにより未成熟な一八歳、一九歳を対象外とすべきではない。

3 適切な時期に処遇を受けることができるようになる

平成二七年度版犯罪白書によれば、少年による一般刑法犯は、窃盗罪、遺失物横領罪の順に構成比が高くなり、これら二罪だけで全体の七三・八%を占めている。これらの二罪の中には万引きや置き引き等、刑事事件となれば起訴猶予や罰金、執行猶予となるような微罪事件が多数含まれているのである。すなわち、これら事件を起こした一八歳、一九歳に少年法が適用されれば、事件をきっかけに「非行の端緒」が認められ適切な処遇に繋がりが得たにもかかわらず、刑事事件として処理されることで適切な時期に適切な処遇を受けられなくなる恐れがある。一八歳・一九歳の虞犯少年についても、少年法が適用されないことになれば、さらに非行・犯罪に進む恐れのある時期に、早期発見・早期処遇が施せなくなる恐れがある

4 一定の重大事件は既に原則逆送となっている

少年法適用年齢引き下げ賛成の理由として、選挙権が与えられ、政治的にも責任ある行動がとれると国によって認定された一八歳、一九歳の者が重大な罪を犯した場合に、少年法が適用されて刑罰が減免されるなどということは許されることではないとの意見があがっている。しかしながら、既に少年法は二〇〇〇年の改正により、一定の重大事件を犯した一六歳以上の少年については原則逆送を定めているのであり(少年法二〇条二項)、引き下げの根拠とはならない。

5 少年法は少年の更生・再犯防止に機能している

「報告書」では、仮に少年法適用年齢が引き下げられた場合には刑事政策的懸念があるとして、少年法適用年齢が引き下げられた場合の代替措置を詳細に検討している。「報告書」が一八歳、一九歳のみならず二〇歳以上の若年層を含めた更生・再犯防止のための措置を検討している点は評価できる。しかしながら、若年層の更生・再犯防止措置と引き換えに、現行で十分に少年の更生・再犯防止に機能している少年法の適用年齢を引き下げ必要性はない。若年層の

今後の日程

【第48回定時総会】

*2017年 6月24日(土)～25日(日) 東京

【第16回人権研究交流集会】

*2017年11月25日(土)～26日(日) 大阪

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【憲法委員会】

4月13日(木) 10時半～ 青法協本部

4月26日(水) 10時半～ 青法協本部

【修習生委員会】

4月20日(木) 10時半～ 青法協本部

【広報委員会】

4月24日(月) 18時～ 青法協本部

各種企画につきましては、ホームページの「イベント・学習会のお知らせ」をご参照ください。本部に寄せられた支部の企画も掲載しています。



更生・再犯防止の措置は別途検討されるべきである。

6 以上のように、少年法の適用年齢引き下げは、少年法の理念をないがしろにするものであり、重大な問題点を孕んでいる。

したがって、青年法律家協会弁護士学者合同部会は、少年法年齢引き下げに断固反対する。

以上

原発と人権ネットワークが

緊急提言を発表

当部会も関わっている原発と人権ネットワークが三月八日、「国・東電の責任を明らかにし、住民に寄り添った施策を―原発事故六年を経過するにあたって、私たちの緊急提言―」を発表し、記者会見を行いました。緊急提言は、当部会もしくは原発と人権ネットワークのホームページをご参照ください。

編集後記

▼弁護士になつて三年目に突入した。同期の中には、移籍をする者が増え始めた。自分自身の生活スタイルにあわせて、また、新しい課題に挑戦するために事務所を移籍することは、喜ばしいことである。が、中には出産後事務所に戻ることができなくなったり、労働環境の劣悪さに移籍したりする者も少なくなく、しばしば相談を受ける。▼人の権利を守るべき立場にある弁護士が、生き生きと働くことができないことは残念なことだ。また、女性が弁護士を続けることをためらうような弁護士業界にも問題があると思う。私は、まだまだ若輩者ではあるが、いつの日か経営者となった時には、弁護士が働きやすく、その力を遺憾なく発揮できる事務所作りをしたいなどと夢想する。

(磯部たな)